

各都道府県水産主務部長 殿

水産庁資源管理部長

広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について

日頃から、太平洋クロマグロの漁獲管理に御理解と御協力を賜り感謝申し上げます。

太平洋クロマグロの第3管理期間の管理につきましては、平成29年10月26日付けで「太平洋クロマグロ小型魚に係る沿岸漁業の第3管理期間の今後の漁獲管理について」により対応を依頼したところです。

クロマグロの数量管理の遵守を確実に実施するためには、例えば、沿岸くろまぐろ漁業に必要な広域漁業調整委員会指示に基づく承認を得ずに、くろまぐろ漁業を営むケースを如何にして防ぐか等、運用上関係者で共通認識を有して対応すべき事項があります。

特に、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制については、昨年12月に各都道府県あてに遵守・徹底を求め、周知や確認等の実施結果の報告もいただいたところではありますが、無承認操業の再発防止等の徹底に向け、下記の3点について再度、貴管下の漁業者及び漁業協同組合に確認・指導の徹底とその結果の報告をお願い致します。

記

1. 貴管下の漁業者及び漁業協同組合に対し、同委員会指示に基づく承認の有無の確認をお願いします。
2. その上で、無承認操業等の事例(想定されるものを含む)を示し、同様のことが発生していないか、或いは発生する懸念がないかどうか御確認ください。

(事例)

ケース	原因等	対応等
① 承認制を知らずに操業	<ul style="list-style-type: none"> ・漁業協同組合は最近のクロマグロ操業実績者のみに周知し、他の組合員への周知・指導をしていなかった。 ・普段クロマグロ操業をしない者が、クロマグロの来遊を見て操業した(普段クロマグロ操業をしない者に周知・指導はしていなかった)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・全組合員に周知・指導すること

② 混獲と言ひ逃れられると思ひ操業	<ul style="list-style-type: none"> ・ブリを狙って出漁したが、クロマグロが漁獲されたため繰り返し漁獲。 ・カツオ釣りでクロマグロが釣れたため、クロマグロが釣れることを期待してそのまま操業を継続(水揚げもクロマグロが主体)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・事例毎の判断が必要なものの、左記の例では専獲であることを周知・指導すること
③ 承認制の誤認	<ul style="list-style-type: none"> ・船外機船は承認制の対象ではないと漁業協同組合が誤認し、組合員に指導していなかった。 ・漁業協同組合は沿岸くろまぐろ操業には承認が必要と漁期途中で気付いたが、組合員に指導できなかった(担当職員は気付いたが上司に相談できなかった)。 	<ul style="list-style-type: none"> ・動力漁船は承認制の対象となることを周知・指導すること ・漁業協同組合員同士・職員同士で相互に気をつける体制の確立を図ること
④ 漁獲量の未報告	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の報告を漁業協同組合任せにしていたら、漁業協同組合職員のミスで未報告となっていた。 ・隣の漁業協同組合に水揚げしたら、漁業協同組合間の連絡体制がなく未報告となっていた。 ・県外水揚げ分の漁獲量の報告が漏れていた。 ・漁業協同組合が無承認者の漁獲量報告をするため、承認漁業者に上乗せして報告した。 	<ul style="list-style-type: none"> ・漁獲量の報告は漁業者に求めており、漁業協同組合への委託は可能だが、定期的に報告状況を確認すること ・無承認はあってはならないことだが、漁獲報告は必要であるため、報告は「その他」の区分ですること

3. 別添の「沿岸くろまぐろ漁業の承認制について」を貴管下の漁業者や漁業協同組合等に配布するとともに、現地説明会の開催や漁業協同組合訪問、系統の会議等あらゆる機会を捉えて、周知徹底を図ってください。

4. 平成 29 年 12 月 8 日(金)までに、1の確認と2の周知徹底の結果を別紙様式のとおり御報告ください(疑義や不備が認められなかった場合も含む)。なお、疑義や不備が認められた場合は、直ちに水産庁管理課資源管理室に一報の上、原因究明と対応策の検討を行い、漁獲量の修正報告が必要な場合は追って御報告ください。

※ 今回の確認と指導以降、広域漁業調整委員会指示に基づく承認制を知らなかった或いは、所属漁業協同組合や都道府県の指導不足といったことのないよう、確認と指導の徹底をお願いいたします。

【お問い合わせ先】
 水産庁資源管理部管理課資源管理推進室
 担当 竹越、山崎、森、喜多
 代表:03-3502-8111(内線 6664)
 ダイヤルイン:03-6744-2361

沿岸くろまぐろ漁業の承認制について

1. 承認者以外の沿岸くろまぐろ漁業は禁止です。

- 沿岸くろまぐろ漁業には、広域漁業調整委員会の承認が必要です。
- 承認者以外のくろまぐろ漁業(くろまぐろをとることを目的とする漁業を営むこと)は禁止されています(大臣許可漁業や定置漁業等を除く)。
- また、承認者であっても申請内容に変更があった場合は、手続き(変更承認申請)が必要です。

2. くろまぐろを漁獲した場合は、漁獲実績報告が必要です。

- 承認者は、くろまぐろの漁獲実績を報告する必要があります。
- 漁協を通じて漁獲実績を報告する場合は、水揚げの都度必ず漁協へ報告してください。報告を依頼された漁協は、漁獲のあった月の翌月末までに報告してください。

※ 1又は2に違反した場合は、

- ・広域漁業調整委員会の指導、
- ・農林水産大臣からの裏付け命令の発出、
- ・さらには承認の取り消し
- ・罰則(1年以下の懲役若しくは50万円以下の罰金)が科されること、
があります。

〇〇県水産振興課

TEL: 〇-〇-〇

水産庁資源管理部管理課

TEL: 03-3502-8111(内線 6663)

広域漁業調整委員会指示による沿岸クロマグロ漁業承認制の徹底に関する調査結果

1. 確認方法

(確認先/手段/実施日/実施者等を具体的に記載してください)

2. 確認結果

組合名	支所名	承認の有無	無承認操業等の事例			
			①承認制を知らずに操業	②混獲と言いつれられると思いい操業	③承認制の誤認	④漁獲量の未報告
(例) 〇〇	〇〇	確認済	無	無	無	可能性有

<確認結果の詳細>

(上記例では④漁獲量の未報告の可能性有の詳細を記載のこと)

※疑義及び不備が認められなかった場合は「なし」として報告。

3. (2の確認結果を受けた) 対応

※疑義及び不備が認められなかった場合は「なし」として報告。

4. 周知徹底について

(別添「沿岸くろまぐろ漁業の承認制について」のリーフレット配布の方法などについて記載してください。また、現地説明会等で周知した場合は、その旨を記載してください。)

福島県における無承認操業事案への対応について

1. 経緯

福島県小名浜地区では、平成 29 年 11～12 月頃に、承認証を持たない漁業者が、承認証を持つ漁業者の漁船に乗り子として乗船して自己名義で水揚げしていたことから、太平洋広域漁業調整委員会事務局である水産庁と、福島県庁の協力を得て調査・指導を行ったもの。

- 今回の無承認操業が行われた福島沖では、太平洋広域漁業調整委員会指示により沿岸くろまぐろ漁業の操業が禁止されており、同漁業を営むためには委員会の承認（以下、「広調委承認」という。）を受けることが必要。
- 今般、昨年が無承認操業事案を受けて発出した「広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について（平成 29 年 11 月 16 日付け 29 水管第 2314 号水産庁資源管理部長通知）」に基づき、福島県庁が県内関係漁業協同組合等に対し、無承認操業等の事例を示し確認等を行ったところ、今回の事案が疑われたもの。

2. 調査・指導の対象者

- (1) 期 間：平成 30 年 2 月 27 日(火)
- (2) 対象者：承認を受けずに操業した漁業者 1 名
- (3) 方 法：当該漁業者に対する聞き取り・指導と、当該漁業者を乗船させた漁業者に対する聞き取り

3. 結果概要等

(1) 無承認操業の疑義等について

年	操業 隻数	所属 漁協	承認の 有無	漁獲量	漁獲報告
H29 年	1 隻	小名浜一本釣り 漁業生産組合	無	268.1kg	あり(11 月～12 月)

(2) 対応方向

委員会の「処分方針」に従い、無承認操業の疑義のある漁業者に対し聞き取り調査等を行った上で、その場で当該漁業者に対し「承認を得ずに沿岸くろまぐろ操業をしないよう指導」し、当委員会の会長名で指導文書を手渡した。併せて、当該漁業者からは「承認を得ずに沿岸くろまぐろ漁業をしない」旨の一筆を受けた。

なお、今回の指導に従わない場合は、漁業法第 68 条第 4 項で準用する同法第 67 条第 8 項に基づき、委員会による農水大臣からの命令発出の手続きを行い、罰則の対象となり得る旨の説明を行った。

※ 罰則は 1 年以下の懲役若しくは 50 万円以下の罰金又は拘留若しくは科料。

東京都における漁獲の報告漏れへの対応について

1. 経緯

東京都の三宅島では平成 26 年～平成 28 年、神津島では平成 27 年～平成 28 年に、太平洋広域漁業調整委員会による承認と、沿岸まぐろはえ縄漁業(特定大臣許可漁業等)の届出の両方を有する漁業者が、誤認して届出の漁獲成績報告のみしており、結果として承認の報告が漏れていたもの。

- 広域漁業調整委員会による沿岸くろまぐろ漁業の承認を受けた漁業者は、漁獲実績報告書を提出しなければならない。
- 今般、「広域漁業調整委員会指示による沿岸くろまぐろ漁業承認制の徹底について（平成 29 年 11 月 16 日付け 29 水管第 2314 号水産庁資源管理部長通知）」に基づき、東京都が漁獲量の未報告について確認を行ったところ、今回の事案が疑われたもの。

2. 調査・指導の対象者

- (1) 期 間：平成 30 年 1 月
- (2) 対象者：2 名（3 隻：うち 1 名（神津島漁協）は 2 隻、うち 1 名（三宅島漁協）は 1 隻で報告漏れ）
- (3) 方 法：当該漁業者に対する聞き取り・指導

3. 結果概要等

(1) 報告漏れについて

年	隻数	承認の有無	漁獲量	漁獲報告
H26 年	1 隻	有	1,480.0kg	無し
H27 年	2 隻	有	5,286.4kg	無し
H28 年	2 隻	有	5,764.4kg	無し
合計	—	—	12,530.8kg	無し

(2) 対応方向

当該 2 名に対し、漁獲実績報告を遅滞なく確実に提出するよう指導するとともに、クロマグロの資源管理への協力を要請した。

・承認制(沿岸くろまぐろ漁業)について、各都道府県での確認結果

<p><確認方法></p> <p>①電話、口頭などで聞き取り</p> <p>②文書通知による照会</p>	<p><周知徹底の方法></p> <p>①漁協等へのリーフレットの配布や掲示</p> <p>②漁業者へのリーフレットの配</p>	<p><海区></p> <p>太：太平洋海区</p> <p>日九：日本海九州西海区</p> <p>瀬：瀬戸内海海区</p>
--	--	---

都道府県	無承認等の確認結果	結果の概要	確認方法	周知徹底方法	海区
北海道	無		①	①②	日九・太
青森県	無		②	②③	日九・太
岩手県	無		②	①②	太
宮城県	無		②	①②	太
秋田県	無		②	①	日九
山形県	無		①	①②	日九
福島県	有	・承認船に乗り子で乗船した漁業者が自己名義で水揚げ(1隻、約268kg(H29年))	②	①	太
茨城県	無		①	①	太
千葉県	無		①②	①	太
東京都	有	・承認と届出(沿岸まぐろはえ縄漁業(特定大臣許可漁業等))の両方を有する漁業者が、誤認し、届出の漁獲成績報告のみしており、結果、承認の報告が漏れていた(3隻、12.5トン(H26年～H28年))	①	①②	太
神奈川県	無		①	①	太
新潟県	無		①②	①	日九
富山県	無		②	①③	日九
石川県	無		②	①③	日九
福井県	無		②	①③	日九
静岡県	無		①②	①②	太
愛知県	無		②	①	太
三重県	無		②	①②	太
京都府	無		①	②	日九
大阪府	無		②	①③	瀬
兵庫県	無		①②	①③	日九・瀬
和歌山県	無		①	①②③	太・瀬
鳥取県	無		①	①③	日九
島根県	無		①②	①③	日九
岡山県	無		①	①②	瀬
広島県	無		①②	②	瀬

・承認制(沿岸くろまぐろ漁業)について、各都道府県での確認結果

<確認方法> ①電話、口頭などで聞き取り ②文書通知による照会	<周知徹底の方法> ①漁協等へのリーフレットの配布や掲示 ②漁業者へのリーフレットの配	<海区> 太 : 太平洋海区 日九 : 日本海九州西海区 瀬 : 瀬戸内海海区
---------------------------------------	---	--

都道府県	無承認等の確認結果	結果の概要	確認方法	周知徹底方法	海区
山口県	無		①	①	日九・瀬
徳島県	有	・さわらはえ縄漁船が承認制を知らずに、承認を得ないで沿岸くろまぐろ漁業を操業(1隻、約1.5トン(H29年))	②	①	瀬・日九・太
香川県	無		②	①	瀬
愛媛県	無		①	①②	太・瀬
高知県	無		②	①	太
福岡県	無		②	①	日九・瀬
佐賀県	無		①②	①③	日九
長崎県	無		②	①②	日九
熊本県	無		②	①②③	日九
大分県	無		①	①③	太・瀬
宮崎県	無		①②	①③	太
鹿児島県	無		②	①	日九
沖縄県	無		①②	①③	日九